

意見書案第 17 号

地方財政の充実・強化について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 9 月 22 日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルでの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策等、地域で求められる行政需要が増大し、地方自治体が果たす役割はますます重要になっている。

政府は、「歳出・歳入一体改革」を徹底して進めることとしているが、自治体財政硬直化の大きな要因は景気対策による公共事業の増発に起因する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで、国の財政責任が極めて重いものである。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、医療、福祉、環境、ライフライン等の住民生活に直結する公共サービスの削減につながることであり容認できない。

地方財政計画の策定や交付税算定プロセスに地方の参画を認め、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが必要である。

よって、国においては、地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指すために、次の事項が実現されるよう求める。

記

- 1 医療、福祉、環境、ライフライン等の地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化とともに、地方交付税が持つ財源調整機能・財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化を図ること。
- 2 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映するとともに、地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 地方自治体の意見を十分に踏まえる対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済財政政策担当大臣